

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>欠格事由における、許可を受けようとする者と密接な関係を有する者の定義について、グループ会社等が許可取消処分となることを見越して資本関係を解消する場合等も考慮して定めてほしい。</p>	<p>密接な関係を有する者については、許可を受けようとする者の事業への影響力や、意思決定への関与の度合い等の観点から判断することとしており、具体的には、改正後の貨物自動車運送事業法施行規則第3条の2のとおり規定しています。同条においては、許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して「議決権の過半数を所有する者」等と同等以上の支配力を有すると認められる者等を位置付けており、当該者としては、通達でも例示しているところですが、例えば、株主構成が類似している者等が該当し得るものと考えています。</p>
<p>審査基準（法令遵守の基準）を満たさない申請は、受け付けられないのか。（類似意見1件）</p>	<p>申請は受け付けますが、審査基準に照らして審査し、これに適合しない場合は、当該申請に対して許可又は認可を行わないこととなります。</p>
<p>許可申請時に、申請者の主要株主・幹部従業員・経営する者等が過去に行政処分を受けていないかどうか確認するべきである。</p>	<p>現行の取扱いにおいても、許認可申請時の法令遵守として、業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が他の運送事業者の業務を執行する役員等として在任していたときに、当該事業者に対する行政処分の原因となる事項が発生していないかどうか確認しているところです。</p>
<p>一定規模以上の増車を行おうとする場合とは、具体的にどのような場合か。（類似意見5件）</p>	<p>当該項目に該当する申請は、「増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる時（当該合計が10</p>

	両以下であるときを除く。)」とします。
事業用自動車の数の変更の一部を「認可申請」として取り扱うことについて、「事業の継続的遂行の観点から問題を生じるおそれがあると認められる変更を行おうとする場合」とはどのような場合か。(類似意見3件)	当該場合については、「変更後の事業用自動車の数が最低車両台数の基準に適合しない場合」とします。
「原則として車庫は営業所に併設すること」について、現行の取扱いどおりということか。(類似意見1件)	現行の許認可時に確認している事項も踏まえ、省令において遵守義務として明確化したものであり、ご質問のとおり、遵守すべき内容に変更はありません。
認可申請の際に、点検及び整備管理体制図を提出する必要があるのか。	現行の取扱いにおいても、許認可等の申請の際に整備管理体制図の提出を求めているところです。
事業規模の拡大となる申請の法令遵守について、「貨物自動車運送適正化事業実施機関による適正化事業の結果等を踏まえ、法令遵守が十分でない」と認められるものでないこと」とは具体的にどのようなものか。(類似意見4件)	当該項目に係る基準は、「申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所(営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所)に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと(当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。)」とします。
事業規模の拡大となる申請の法令遵守について、有効な自動車検査証の交付を受けていない特別の事情とは具体的にどのような場合か。(類似意見2件)	当該特別の事情としては、例えば、整備工場等において修理中の車両であって、修理が完了次第有効な自動車検査証の交付を受ける予定がある場合において一時的に有効期間が切れてしまっている場合等を想定しています。
事業規模の拡大となる申請とは、どのような申請か。自動車車庫を増設することは事業規模の拡大となる申請に該当するのか。	現行の取扱いに加え、一定規模以上の増車申請についても「事業規模の拡大となる申請」とします。 また、車庫の新設については、現行の取扱いにおいても、「事業規模の拡大となる申請」としてはありますが、各運輸局において公示する審査基準等を参照いただきますようお願いいたします。

<p>契約期間が2年に満たない場合、自動更新である旨が確認されることをもって、当該基準を満たすことになるか。</p>	<p>賃貸借の契約期間が2年に満たない場合、契約期間満了時に自動的に更新される場合に限り使用権原を有するものとみなします。</p>
<p>運送事業者が加入する対物の任意保険の限度額をより引き上げていただきたい。 (類似意見1件)</p>	<p>事業の内容・規模や、使用する車両等によって、保有すべき損害賠償能力に差があること等を踏まえ、運送事業者が加入する保険として必要最低限のものとして、対物の任意保険の限度額が200万円以上であることを定めることとしています。</p>
<p>申請時に事業用施設の写真の提出ができない特別の事情とは、具体的にはどのような場合か。</p>	<p>申請時に提出ができない特段の事情がある場合としては、例えば、営業所等の建物を建築中で、備品等の搬入ができない場合等を想定しています。</p>
<p>適用される申請は施行日以降か。(類似意見5件)</p>	<p>許認可手続に係る改正後の省令及び通達の内容は施行日以降の申請等について適用されます。</p>